

## 兵庫県多可町基本計画

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### (1) 促進区域

設定する区域は、平成 30 年 3 月 1 日現在における兵庫県多可郡多可町の行政区域とする。概ねの面積は 1 万 9 千ヘクタール程度（多可町面積）である。

本区域は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき兵庫県立自然公園条例に規定する自然公園区域（笠形山千ヶ峰県立自然公園地域）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に規定する鳥獣保護区（県指定鳥獣保護区）、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査において環境省が選定した特定植物群落、兵庫県レッドデータブックに掲載されている植物群落、生態系、地形、地質、自然景観を含むものであるため「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のための配慮を行う事項を記載する。

また、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。

別紙 多可町全図 P13

#### (2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

##### (地理的条件)

多可町は、多可郡内の 3 町（中町、加美町、八千代町）が平成 17 年 11 月 1 日に合併して誕生した。兵庫県の北播磨地域に位置し、北は丹波市、朝来市、東は丹波市、西脇市、南は西脇市、加西市、西は神崎郡神河町、市川町にそれぞれ接している。東西 13km、南北 30km、総面積 185.15 km<sup>2</sup>を有し、直線距離で神戸まで約 45km、大阪まで約 70km の距離にある。

地勢的には、周囲を中国山脈の山々に囲まれ、一級河川の杉原川と野間川が町の中央部を貫流し、西脇市において県下最長の加古川と合流して瀬戸内海に流れている。奥深い山々に囲まれている地形のため水量が豊富で工業用水として地下水を利用する企業もある。年間平均気温は 14.6℃、年間平均降水量は 1,345mm で、気候は瀬戸内海式気候の影響を受けて穏やかである。地震や台風などによる大きな自然災害は少なく、この地域は比較的災害の少ない地域ともいえる。しかし、近年、全国的にみられる集中豪雨などによる自然災害も発生しており企業の災害対策が課題となっている。

##### (交通インフラ)

多可町は、直線距離で神戸まで約 45km、大阪まで約 70km の距離にあり、国道 427 号、

主要地方道西脇八千代市川線、県道加美八千代線が連携軸となっており、車で約 30 分に位置する中国自動車道の滝野社 IC（加東市）、加西 IC（加西市）を利用すれば阪神間から約 1 時間 30 分でアクセスできる立地条件にある。また、近隣市町には北近畿豊岡自動車道（国道 483 号）や播但連絡道路などの自動車専用道路も整備されており企業活動をする上においては、恵まれた地域である。

また、国道、主要地方道等については、狭隘箇所バイパス化や道路拡幅、歩道設置など安全な交通確保のための整備が進められている。なお、バス交通については、多可町と近隣市町を繋ぐ路線バスと多可町内と一部は西脇市まで運行するコミュニティバスのぎくバスがある。

#### （産業構造）

第 1 次産業は、南北に流れる杉原川、野間川を中心に形成される山間田園地帯で、豊かな自然環境と肥沃な土地に恵まれ農林業が盛んである。良質のコシヒカリ、酒米「山田錦」、新鮮な野菜等の食材を手に入れることができ、また豊かな資源である森林を大切にしたまちづくりも進めている。地場産の水稲や野菜を加工した特産品などの農産加工産業なども発達している。とりわけ特産品開発に取り組む女性グループが活躍し、中には年商 2 億円を超えるグループも存在する。また、観光農園や西日本最大級のラベンダー園を核とした観光産業も集積している。

第 2 次産業においては、平成 25 年工業統計調査で付加価値額を見ると、金属製品製造業が約 21 億円で最も多く、機械器具関連製造業では、輸送用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電気機械器具製造業を合わせると約 34 億円となっている。平成 26 年経済センサス基礎調査では、多可町の地場産業である繊維工業は町内に 213 の企業数があり、従業者数は 980 人である。全体に占める割合は企業数で 22.0%、従業者数では 20.0% となっており、町内では最も従業者が多い職種となっている。金属製品製造業は町内に 24 の事業所があり、従業者数は 247 人である。全体に占める割合は、事業所数では 2.4%、従業者数では 3.2% となっている。機械器具関連製造業では輸送用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電気機械器具製造業で町内に 32 の事業所があり、従業者数は 559 人である。全体に占める割合は、事業所では 2.6%、従業者数では 6.9% となっている。

#### （人口分布の状況）

平成 27 年国勢調査では、本町の総人口は 21,200 人である。年齢構成別では生産年齢人口（15～64 歳）53.8%、老年人口（65 歳以上）34.0%、年少人口（0～14 歳）12.2% となっている。平成 22 年度調査と比較すると 1,904 人、8.2%の減となり、少子高齢化による人口の自然減と社会減が続いている。

また、本町では、町外で就学・就業する 15 歳以上の者が 4,781 人（22.6%）を占めており町外への通勤・通学者の割合の高い町となっている。これは、工業団地等が整備され雇用力のある近隣市と隣接しているためであり、買物や医療を含む日常行動圏についてもこれに準じたものとなっている。

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

当該地域は、雇用者数の約 40%、売上高の約 52%、付加価値額の約 39%（地域経済分析システム（RESAS））が製造業となっており、その経済構造の中心となっているのが金属製品製造業、機械器具関連製造業及び繊維工業である。

金属製品製造業、機械器具関連製造業については、企業が有する高度な加工技術を活かし、新たな需要が見込まれる成長性の高い新分野への参入を支援し、古くからの地場産業である繊維工業については、生地生産から最終製品までを手掛けることで生地そのものの付加価値を高めるためにブランド化を図り、繊維産業の復興と雇用創出を目指す。

また、製造業における質の高い雇用の創出が、地域内の雇用者数の約 14%を占める卸売・小売業、9%を占めるサービス業等の地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

さらに、農産物加工業（特産品）は、本町の自然、歴史、伝統、文化に深く根ざし、地域の経済を古くから支えてきた産業でもある。多可町に存在する特産品開発グループの売り上げは年々増加し、全体で3億円以上となっている。水稲のほかに野菜やリンゴ、梨、すももなどの果実、山菜等の生産も盛んで、これらを使い加工した漬物、味噌、巻き寿司、惣菜などの加工産業も発達しており、観光農園やラベンダー園を核とした観光産業も集積している。

近年、これらの地域資源を生かしながら付加価値の高い農産物については、遊休地を活用する農産物の栽培（ラベンダー等）、にんにくや2次製品の開発（シカ肉等）にも取り組んでいる。

食の安全・安心、本物志向といった社会ニーズが高まっていることから、町内で採れる新鮮な野菜、食材を使った農産物加工産業を中心に農商工連携、観光との連携等、食品関連のものづくり産業と他産業の積極的な連携を図る。

### (2) 経済的効果の目標

1件あたり平均5,380万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を5件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.5倍の波及効果を与え、促進区域で4.0億円の付加価値を創出することを目指す。また、KPIとして、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値額創出額	一百万円	400 百万円	—

【任意記載の KPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	5	—

### 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済の牽引事業とは以下の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画を通じた地域経済による付加価値増加分が 5,380 万円（兵庫県の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサス活動調査（平成 28 年））上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での売上げ（製造出荷額等）が開始年度比で 4% 増加すること。
- ② 促進区域内に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 1% 増加すること。

### 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重

点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

- |  |
|--|
| (1) 重点促進区域<br>なし                           |
| (2) 区域設定の理由<br>なし                          |
| (3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工業立地特例対象区域<br>なし |

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

- |  |
|--|
| (1) 地域の特性及びその活用戦略  |
| ①多可町の播州織等の繊維産業を核とした集積を活用した成長ものづくり分野  |
| ②多可町の巻き寿司や日本酒等の特産品を活用した農林・地域商社分野   |
| ③多可町の金属製品製造業、機械器具関連製造業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野  |
| (2) 選定の理由  |
| ①多可町の播州織等の繊維産業を核とした集積を活用した成長ものづくり分野<br>多可町の「播州織」は、約 220 年前に京都より持ち帰った技術を基礎として栄えてきた。糸を先に染め、染め上った糸で柄を織る「先染織物」という手法を特徴とする「播州織」は、その独特の製法により、非常に上質な生地に仕上がり、シャツやハンカチをはじめとする様々な織物製品に加工されている。糸染、織布、加工と業種が分かれており播州織を核として産業の集積が形成された。地域経済分析システム (RESAS) では、多可町の製造業のうち繊維工業が企業数で 61.9%、従業者数で 40.7%、売上高で 55.2%、付加価値額で 49.1%を占めており、町内の中心産業となっている。<br>また、隣接の西脇市と連携し、地域をあげたブランド化の取組みを支援する形で播州織を兵庫県下初のものとして「ふるさと名物応援宣言」を行った。<br>さらに町単独でも「播州織」の新商品開発や販路拡大を目的とした補助金や、国産表示制度の認証取得支援を目的とした補助金を町内の事業者に対し交付している。<br>多可町は、このように播州織を核とした繊維産業の産業集積を活用し、成長ものづくり分野の更なる伸長を図っていく。 |
| ②多可町の巻き寿司、日本酒、播州百日どりの加工品等の特産品を活用した農林・地域商社分野  |

多可町では、地元産の材料を使用した巻き寿司や地元産の酒米山田錦を100%使用した日本酒等の特産品がある。巻き寿司は、テレビ等のマスコミにも取り上げられ遠方より購入に訪れる方も多く、1日平均1,000本以上販売している事業所もある。酒米山田錦の栽培は多可町においては、水稻栽培の約47.6%を占めており、多可町産の山田錦のみを原料とした日本酒も生産されておりその品質は非常に高いものである。

また、2015年の農業産出額のうち19.5%を占める鶏肉の中で「播州百日どり」としてブランド化されているものは、一般的な鶏肉と比較し2倍程度の値がつくが、この素材を活用した加工品は、関西圏のスーパー等に卸されている。

これらの特産品を「たかのたから」として全国に発信するため、平成20年度より町内の事業所で製造した製品や加工品を多可町のブランドの特産品として認証する「多可町特産品認証制度」に取り組んでいる。播州百日どりを加工した商品等は、信頼できる優れた特産品としてふるさと多可町応援寄附金の謝礼品にも登録されインターネットで全国に発信している。

また、新たな商品開発や販路開拓に取り組む生産者や事業者に対しては、多可町特産品開発支援補助金や多可町中小企業販路開拓支援補助金等の施策も町単独の事業として実施している。

このように、特産品の地域特性と、これらを成長させるための施策により、農業の6次産業化、地域商社といった分野で稼ぐ力を伸ばしていく。

### ③多可町の金属製品製造業・機械器具関連製造業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野

地域経済分析システム（RESAS）では、多可町の金属製品製造業は付加価値および従業員数の特化係数で共に1.0を上回っている。また、付加価値額は約21億円であり、これは、町内の製造業で最も高い産業分野である。ステンレス加工、アルミニウム加工、鋼材加工等において高い技術と信頼性のもと、創意工夫を行い操業する事業者も存在している。

機械器具関連製造業は、付加価値額が約34億円であり、自動車用電装部品の製造や水中ポンプモーターの製造を行う事業所がともに最新量産ラインで高度な加工を行っている。その数は年間約1,900万台となっている。

このような産業集積を背景に、多可町では、企業進出や企業高度化等にあたっては、「多可町産業立地等促進特別措置条例」による固定資産の課税免除、雇用奨励金の支給等の支援を実施しており、引き続き、成長ものづくり分野での稼ぐ力を伸ばしていく。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

地域の特性を生かした成長ものづくり分野や農林・地域商社分野に取り組むためには、事業者のニーズを的確に把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

また、特産品を活用した農林・地域商社分野については、観光分野ともリンクさせながら、さらなる誘客を図るため情報発信についても強化していく。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ①固定資産税の減免措置充実

活発な設備投資が実施されるよう、現在既存の制度である固定資産税の減免措置における事業分野の見直しや拡充に向けた研究・検討を行う。

#### ②企業立地促進に係る補助金

企業誘致を促進するために新たに進出する企業や既に企業施設を有する企業が、高度化又は事業転換のため新たに企業施設を設置・拡張する場合、町内に住所を有する常時従業員の新規採用に対し3年間1名当たり5万円を限度とし「雇用奨励金」を交付している。今後一層、制度の周知を図るとともに交付要件についても研究、検討を行う。

#### ③多可町総合戦略に基づく関連施策

多可町総合戦略の政策パッケージの一つに「自分に合った“しごと”を選べる“まち”へ」を掲げ、次世代に継承できる職業や働き方の選択肢を増やすとともに各年代層の働く意欲を満たし、多様な働き方の希望に対応する。また、播州織をはじめとする地元企業の経営体質強化支援として融資制度や利子補給金制度、販路開拓のための見本市や素材展の開催などを行う。

### (3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

#### オープンデータの推進

行政サービスの利便性向上と地域の活性化を図るため、行政や公的機関などが業務で蓄積した情報を町のホームページでオープンデータ化していく取組みを進めていく。

### (4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

相談体制の整備

多可町商工観光課内に事業者の抱える問題解決のための相談窓口を設置する。

なお、事業環境整備の提案を受けた場合については、町関係部署、関係機関と協議の上で対応する。

また、兵庫県産業労働部内に事業者の抱える問題解決のための相談窓口を設置する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

企業誘致活動の推進

企業立地を支援する総合窓口として設置されたひょうご・神戸投資サポートセンターと連携し、立地情報の収集と進出を希望する企業への情報提供を行う。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 30 年度	平成 31～34 年度	平成 35 年度 (最終年度)
<b>【制度の整備】</b>			
①固定資産税の減免措置	運用	運用	運用
②企業立地促進に係る補助金	運用	運用	運用
③多可町総合戦略に基づく関連施策	継続実施	継続実施	継続実施
<b>【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開）】</b>			
①オープンデータの推進	検討	情報の公開	情報の公開
<b>【事業者からの事業環境整備の提案への対応】</b>			
①相談体制の整備	継続実施	継続実施	継続実施
<b>【その他】</b>			
①企業誘致活動の推進	継続実施	継続実施	継続実施

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、兵庫県が設置する公益財団法人ひょうご産業活性化センター、ひょうご・神戸投資サポートセンター、多可町等が出資している公益財団法人北播磨地場産業開発機構、多可町商工会、町内の金融機関等の地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限に発揮する必要がある。

### (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業内容及び実施方法

#### ①公益財団法人ひょうご産業活性化センター

中小企業支援の総合プラットフォームとしての役割を果たすために、中小企業の創業・連携の支援、経営強化の支援、事業推進の支援などを行う。

創業・連携の支援として、「ひょうご・神戸チャレンジマーケット」による販路開拓・資金調達支援や「ひょうご農商工連携ファンド事業」による中小企業者と農林漁業者との新商品開発支援、助成金・無利子貸付等による起業家支援に加え、「下請企業の取引振興の支援」のための受注機会の拡大に資する「取引商談会」の開催、「下請かけこみ寺」等による「苦情紛争処理」を行っている。

経営強化の支援として、中小企業診断士等による「総合窓口相談」等の経営相談や経営専門家の派遣に加え、「よろず支援拠点」のサテライト相談所機能の拡充により、中小企業の多様な経営課題の解決を支援する。

また、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「設備貸与事業」を行っている。

さらに、産業団地、工場適地等の情報提供による立地支援、及び海外販路開拓や生産拠点設立など中小企業の海外ビジネス展開支援を行っている。

#### ②ひょうご・神戸投資サポートセンター

町内の産業用地情報の収集を行い、多可町と情報を共有して進出を希望する企業へ情報の提供を行う。

#### ③公益財団法人北播磨地場産業開発機構

「播州織」などの地場産業が古くから集積した兵庫県北播磨地域において、地域の行政4市1町と「播州織」「播州釣針」の業種団体により、地域団体商標によるブランド化を推進するとともに、新たな需要に向けた販路開拓等の事業を通して事業者の支援を行う。

#### ④多可町商工会

多様化する経営課題に対して、計画定な巡回指導や専門家派遣等を行々とともに町補助制度等との連携を図り、事業者に対して幅の広い、きめの細かい支援を行う。また、事

業の高度化や経営革新のセミナーの開催、経営や起業に関する相談を行い、地域の総合経済団体として地元企業に密着した支援を行う。

#### ⑤町内金融機関

多可町内に支店を置く金融機関（中兵庫信用金庫、兵庫県信用組合）、兵庫県信用保証協会、日本政策金融公庫及び行政や経済団体による情報交換を行い、必要な支援施策について話し合い、地域経済の活性化に向けた取組みを推進する。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

新規開発の伴う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行っていくものとする。

特に大規模な地域牽引経済事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

### (2) 安全な住民生活の保全

#### 1 安全な住民生活の確保

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業の集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないようにするため、住民の理解を得ながら次の取組みを推進する。

#### ①防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、防犯カメラ、街路灯等を設置する。

道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な設置により見通しを確保する。

## ②事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

## ③防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

## ④警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

## ⑤地域住民等との連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯を整備した自主防犯活動自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

## ⑥不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

また、地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、所管の警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、所管の警察署等と連携を図りながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

## 2 地域犯罪抑止力の向上

本町では、地域の犯罪抑止力を高めていくため、子供の登下校時を見守るボランティアの方や住民主体の地域での防犯活動組織と警察署・学校等関係機関と連携を深め、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて広報誌や防災行政無線等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

## (3) その他

### PDCA 体制の整備等

年1回、基本計画と承認事業計画に関する効果・検証を目的とした多可町産業振興対策審議会を開催し、事業の見直しが必要と判断された場合は、計画期間中であっても必

要に応じて変更を行うものとする。

**9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項**

(1) 総論

なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

(3) 市街化区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

**10 計画期間**

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成 35 年度末までとする。